

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年9月10日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社に雇用され、B所在の同社Cにおいて倉庫内作業員として業務に従事していた。
- 2 請求人によれば、平成29年12月1日、Cの倉庫2階で作業中、段ボール箱が左足母指の上に落下し負傷した（以下「本件災害」という。）という。その後、請求人は、同月6日、D医療機関に受診し、「左母趾末節骨骨折、左母趾爪下血腫」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養の結果、平成30年6月8日、治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が治癒後、障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当すると認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年2月18日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
（略）
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害であると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、①左足母指を上を上げようとする時他の指まで動いてしまい、自動では上げづらいという機能障害がある、②左足母指の痛みは負傷後から続いており、特に負荷がかかると強い痛みがあるとして、障害等級第12級に該当すると主張しているため、以下検討する。

(2) 平成30年12月27日に審査官がE医師に確認した審理調書によると、同医師は平成29年12月6日撮影のX線写真をみた上で、「明らかな骨折部位が簡単には見いだせない。転位が無い骨折、ひびが入った程度のもと考えられる。」と述べているとおり、左足母指の骨折部位は確認することが困難な程度に軽微なものである。

また、同医師は平成30年8月30日付けの意見書において、請求人の左足母指の関節可動域について若干の可動域制限を認めるも、健側の1/2以上に制限されていないとする測定結果を示すとともに、受傷部位の疼痛について「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」との意見を述べているところであり、いずれも是認することができる。また、請求人の本件傷病の受傷の機序や受診の経過を踏まえても、上記判断は首肯できる。

(3) したがって、請求人に残存する障害は、決定書理由に説示するとおり、障害等級第14級を超えるものとは認められない。

##### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月23日